

## 令和5年度 周南市人権施策推進審議会議事録

1 開催日時：令和5年9月15日（金） 14時00分～15時18分

2 開催場所：周南市役所1階多目的室

3 出席者

|                  |  |
|------------------|--|
| 委員（12名）<br>＊5名欠席 | 大坂委員、高橋委員、小川委員、宮本委員<br>河野委員、福田委員、越智委員、藤本委員、<br>坂巻委員、信吉委員、松下委員、國廣委員 |
| 事務局（6名）          | 環境生活部長、人権推進課 4名、人権教育課 1名   |

4 あいさつ

5 会長の選任

6 議題

○「令和4年度周南市人権教育・啓発に関する取組実績報告」について

(会長) 最初に、令和4年度周南市人権教育・啓発に関する取組実績報告について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) 令和4年度周南市人権教育・啓発に関する取組について報告いたします。

本市は人権推進にあたっては、山口県人権推進指針の趣旨に沿って、周南市人権行政基本方針に基づき、市民一人ひとりの人権が尊重されるまちの実現に向けて取組を実施しています。

まず、人権を尊重した行政の推進ですが、市が行う業務は、すべて人権に関わりがございますので、市役所庁内の各部・各課で、人権尊重の視点を踏まえた取組を進めています。人権意識の普及高揚のための啓発活動や施策を総合的に推進しています。

次に、分野別人権課題ごとの人権教育・啓発の取組実績ですが、山口県人権推進指針に掲げております16の分野別人権課題のうち、各課で実施した取組を掲げています。また、周南市人権養成基本方針の中で人権教育、人権啓発、研修に取り組む対象としている学校、地域社会、企業・職場、市職員、教職員、保健・医療・福祉従事職員等、対象ごとに整理をさせていただいています。取組の手法といったしましては研修会・講演会、広報・リーフレット、各種イベントでの啓発など、さまざまな取組を実施しています。あわせて取組の中で、人権に関する研修会や講演会のスタイルとして実施したものと、人権に関する対象者別と、課題別に分類しています。一枚ものの紙では令和元年度から令和4年度まで4年間の実績を整理したものをお示ししています。あと対象別の表に掲げた研修、行事に

については、本市が直接主催するものもありますが、それ以外に小中学校においてテーマや日時を調整して開催するものや、市内を 10 のグループに分けた地域ごとで開催するものもございまして、それぞれ学校や地域の自主性により、特色のある課題から選ばれています。その課題ですが、人権課題別の表で、特にいじめや虐待防止などの子どもの問題や、障害者問題、インターネットにおける問題が課題、テーマとして多く取り上げられている状況です。また、山口県人権推進指針に掲げている 16 の人権課題のみではなく、ハラスメントなど新たな課題や、複数にまたがる課題、大きいくくりで人権感覚を養う人権全般に分類しています。以上、人権推進課から人権施策推進の主管課として令和 4 年度人権教育啓発に関する取組を報告しました、続いて人権教育課から説明させていただきます。

(事務局) 令和 4 年度の人権教育の取組について報告いたします。

令和 4 年度も地域、学校、企業・職場における取組を 3 つを柱とした取組を進めました。

はじめに地域ですが、令和 4 年度は市民の人権意識の高揚を図ることを目的とした基礎的なセミナーであるハートフル人権セミナーを 16 回、人権問題についてさらに理解を深め、人権意識を高めることを目的とした、より専門的なセミナーである人権ステップアップセミナーを 3 回開催しました。また各地区では、市内を 10 に分けたブロックを中心に、地区的特性を踏まえた講演会等を開催されています。地区、ブロック人権講演会等は、学校との共催の場合もあるため、一部、人数、回数が重複しています。そのほか、隣保館や市民センター等で開催される講座に、人権教育課の職員が出向く出前講座も行いました。

次に対象者、児童・生徒・保護者・教職員となっている学校での取組についてです。各学校においてニーズに応じた人権講演会等を実施されました。学校での人権講演会のテーマとしては、人権全般や子どもに関するものが多く、次いで障害者やインターネットが取り上げられています。また、夏休みには公立の全教職員等を対象とした学校県人権教育集会をハラスメントをテーマにオンラインで開催しました。

最後に企業での取組です。本市では企業職場人権教育連絡協議会を設置し、企業人権教育を推進しています。令和 4 年度の加入数は 80 で、役員会、総会のほか、研修会を 3 回、テーマはインターネット、障害者、男女共同参画をテーマに開催しました。その他人権教育課職員が企業に出向く出前講座を行いました。出前講座のテーマはハラスメントが中心となっています。以上令和 4 年度の人権教育課の取組について報告します。

(会長) ただいま、事務局から説明がありましたが、委員の皆様から何かご意見等があればお願いいたします。

(委員) 令和 4 年度実績というところのはじめに、山口県人権推進指針というのがあり、その中では「じゅう（自由）」、「びょうどう（平等）」、「いのち（生命）」の 3 つをキーワードとしています。前から気になっていたのですが、高齢者の自殺がどうなっているか調べてみると、令和 4 年度に交通事故で亡くなった方は 4 人で、

全員 65 歳以上です。それに対して自殺された方は確か 24 人です。年齢別の各市町村の統計が厚労省で出ていて、それを見ると周南市で 80 歳以上の方が 4 人亡くなっています。それを考えると、ここで「いのち（生命）」というキーワードがありますが、80 歳まで生きた方がなぜ命を絶たなくてはいけないのか、そういう方が 4 人もいるということで、対策を打つべきかなと思います。どういう動機で亡くなられたかわからなければ対策が打てませんが、市から厚労省に年代別的原因を聞くと市には教えてくれるようにも聞いています。人権という立場で考えたときにどんなことができるのでしょうか。

(会長) 高齢者の方の尊厳、いのちといったことを、自殺も含めてそういうことを把握し、支援していく取組をされているかという質問だったと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局) 山口県の 16 課題の中に、自殺問題とかはないのですが、高齢者から子どもまで自殺者はいらっしゃいますので、今、府内でも自殺対策については各課で連携して対策を検討していく方向性になっています。自殺対策といつてもいろいろな原因があると思います。私どもの方では相談対応を考えており、自殺につながるような悩みを抱えていらっしゃる方に対する相談体制を引き続き続けていきたいと考えています。

(委員) 今、この統計で講演会等の実績、回数、人数とか出ていますが、いつも人口、対象者に対して参加者が少ないなと思っています。コロナということはもちろんありますが、コロナ前を見てもやはり少ないなと思っており、例えば一般市民に対する人権のステップアップセミナーについても 2 術しか参加ができていません。3 回開催して 2 術というのはあまりにも少ない数かなと思います。もう少し本気で人権についての知識などを考えるのであれば、声かけであったり、いろいろな方にこういうのをやっているというのを知ってもらった方がいいと思いますし、例えばステップアップであれば前回参加された方に対してはぜひともいいと思いますし、年代別のステップアップということもできるのかなと思います。今後開催するのであれば、考えて実施されたらいいと思います。

(会長) 研修のあり方とか参加者数増加の取組についてご意見があったと思います。

(委員) 今、人権ステップアップセミナーが令和 4 年度を見ると 55 人で少ないので、令和元年の 34 人に対しては増えています。どうしても施設見学などであればバスに乗って行くので、行ける人数が最大限で限られているような気がします。令和元年度から 4 年度の対象者別の表では、ここだけ元年度に比べて 161% ぐらい増えているのに対して他のところは低くなっています。私は人権ステップアップセミナーは頑張っているなという印象を持ちました。

(事務局) ステップアップ研修というところで、コロナということで絞っていたこともありますし、オンラインの併用ということでやった部分もあります。例えば県の人権教育研修会もオンラインで、こちらで集まってみんなで見ようというのをしております。ステップアップということで、身近な課題よりは少し専門的ということでテーマを、罪や非行をおかした人のことや、ハンセン病であったりと、主

催としては他ではやらない講座をしているので聞いていただきたいというところもございます。いろいろな工夫がこれからも必要ではないかと思います。オンラインを上手に活用するというのも手だと思います。今年度はあとで紹介しますが、オンラインの併用ではなくてすべて集合型ということで考えてますが、周知についても民生委員児童委員さんであったり、いろいろな場面で宣伝させていただいているが、現状は少ないかもしれませんし、元年度より増えたと言つていただければそうかもしれません、さまざまな工夫をしてまいりたいと思います。

(委員) 今、委員が言われたのは、数字だけ見れば確かにそうです。私が言ったのは、今、事務局からお答えいただいたように細かいことではなくて、全般をもう少し大きく見たときに、もっと研修が必要ではないかということです。令和元年度に比べれば増えてると言われれば、確かに人数とかは増えていますが、それは何十人ということで、施設見学は確かにバスであったり制限はありますが、そこを言っているわけではなく、先ほどお答えいただいたように、もっと工夫をして人権について皆さんのが身近にとらえられるような研修会を考えていただきたいということです。

(会長) そういうことも踏まえて、今年度の施策に反映させていただきたいと思います。

#### ○「令和5年度周南市人権教育・啓発に関する取組状況」について

(会長) 続きまして令和5年度周南市人権教育・啓発に対する取組状況について事務局より説明をお願いします。

(事務局) 令和5年度の取組状況について報告いたします。本年度、現在までの取組状況について、県の人権推進指針、本市の基本方針に沿った施策を推進していますが、その取組状況について、大きく3つに分けて報告いたします。

大きくひとつ目で、人権啓発推進事業ですが、人権講演会の開催、人権推進課では市民の人権意識の高揚を図るために、人権教育課と連携して市内全域で児童生徒、保護者、市民を対象とした人権講演会を開催しています。今年度は法務省の委託を受けて、太華中学校で人権を考えるつどいを12月に開催する予定にしています。2番目として人権啓発コーナーの設置、市内41か所にコーナーを設置して人権学習資料として人権テーマごとにわかりやすくまとめています。人権ポケットブック等の資料・冊子を配布して啓発に取り組んでいます。3つ目として特設人権相談所の開設で、人権擁護委員14名による人権相談を市内5か所で毎月1回実施しています。さらに6月1日の人権擁護委員の日には、本庁2階共用会議室、コアプラザかの、ゆめプラザ熊毛で特設相談所を開設しています。4つ目として人権の花運動、こちらにつきましては、花の育成に取り組む児童の活動をとおして命の大切さを知り、思いやりの心を育むことをねらいとして人権擁護委員協議会をはじめ、法務局や小学校にご協力いただきながら、今年度は今宿、

戸田、湯野、三丘、高水の5つの小学校において実施しています。この運動とあわせて講演会等を開催し、児童生徒、保護者、地域住民への人権啓発を図っています。5点目として強化週間等を行う啓発ということで11月11日から17日までの同和問題啓発週間、12月4日から10日までの入権週間など、強化期間に合わせてパネル展示や広報誌の活用など、啓発活動に取り組む予定にしています。

大きく二つめ、隣保館における啓発・広報活動についてですが、市内には尚白園、東福祉館、川崎会館、高水会館の4館があります。隣保館は福祉の向上や人権啓発の住民交流拠点となる開かれたコミュニティセンターとして設置された施設であり、人権相談、館だよりの発行や講演会の開催により人権啓発活動を行うとともに、定期講座など地域交流事業を行っています。なお、東福祉館につきましては、来月10月から少なくとも2月末までは耐震改修工事のため休館する予定としています。

大きく三つ目、男女共同参画推進事業についてですが、講演会につきましては地域講座として、ハートフル人権セミナーの中で開催しています。男女共同参画セミナーといたしましては12月21日に市役所の多目的室において、山口大学副学長の鍋山祥子氏をお招きして、仮題ですが「女性の働きやすさと家事分担～カジダンが日本を変える～」という演題で講演、ミニパネルディスカッションを開催する予定にしています。また公益財団法人山口きらめき財団に講師派遣をお願いして、データDV防止講座を市内の大学、高等専門学校等で開催しています。さらに男女共同参画委託事業として、周南公立大学に委託して9月22日、10月13日、11月10日の3回シリーズで遠石市民センターにおきまして、周南公立大学教員、団体代表による講座及びワークショップを開催する予定になっています。3つ目で強化週間等にともなう啓発ということで、6月23日から29日までの男女共同参画週間、10月の男女共同参画月間、11月12日から25日までの女性に対する暴力をなくす運動期間の取組として、市広報やホームページによる周知をはじめ、パネル展示等による啓発活動を行っています。3点目として情報誌「じよいんと」の発行ですが、5名の編集委員が取材・編集を行い、毎年一回発行しつづけ、今年度通算31号を発行する予定にしています。

以上人権推進課では人権意識の普及高揚のための啓発活動を中心に総合的に推進していくために府内各課との調整や委員、委員皆さまの団体や関係機関とも協力いただきながら、連携して取り組んでいますが、啓発の効果は市民意識が高まり、いかに行動や社会づくりにつなげていけるかが大きな課題と考えています。そのあたりにつきましては、委員の皆さまからそれぞれの立場でのご意見を賜りながら進めてまいりたいと思っています。どうぞよろしくお願いします。

(事務局) 続きまして人権教育課の令和5年度の取組状況について説明いたします。令和5年度も引き続き地域、学校、企業・職場における取組を3つの柱に人権教育を進めているところです。

はじめに地域における取組です。ハートフル人権セミナーは令和5年度においても基礎的なセミナーとして市内18か所で開催しています。そのうち3か所は

小学校を会場としており、5,6年生の児童にも参加していただいている。2番目の人権ステップアップセミナーは、民生委員児童委員、PTA役員、ハートフル人権セミナー等の講座の受講者などを対象として、年3回実施しています。対象と言ってもどなたでも参加いただける講座です。1回目はすでに終了していますが、2回目は10月31日にハンセン病をテーマとして岡山県にあります国立療養所長島愛生園の見学、第3回目は11月13日に拉致問題をテーマとして、ここ市役所多目的室で政府拉致問題対策本部の方を講師にお迎えし、アニメ「めぐみ」及び「拉致被害者御家族ビデオメッセージ」の上映を行います。3の人権オーブンシアターは、人権は堅苦しい、自分とは関係ないというイメージを持っておられる方にも気軽に立ち寄っていただき、人権に触れ、関心を持ってもらうきっかけづくりとして実施するものです。今年は10月14日土曜日に、駅前図書館のインフォメーションスペースを会場に、男女共同参画推進員製作の紙芝居や、人権啓発アニメの上映、人権擁護委員による人権相談などを行います。子どもたちにも楽しんでもらえるよう、「シールアート」や「ぬりえ」コーナー等も設置する予定です。その他、各地域のブロック人権教育推進協議会において各地域の特性に応じた人権講演会、出前講座を活用した研修会など、主体的な取組を実施されています。また、市ホームページでは令和2年度に作成したオリジナル人権動画を引き続き公開しています。

次に学校における取組です。各学校でニーズに応じた人権講演会、教職員の人権研修等を主体的に実施されています。また、令和5年度は夏休みに全職員を対象にした学校・園人権教育研修会として、「同和問題を学び、同和問題に学ぶ」をテーマにオンラインで開催しました。その他、校内研修への出前講座の実施や、学校・園における人権教育実践事例集の作成、活用などを行っています。

最後に企業、職場における取組です。企業職場人権教育連絡協議会が会員数が現在81で、総会、役員会のほか研修会を開催しています。今年度は先ほど人権推進課の報告にありました12月21日の男女共同参画セミナーを第3回の研修会として開催する予定です。さらに各企業、職場において研修会を実施され、ご依頼に応じて人権教育課職員による出前講座やDVDの貸し出しなどを行っています。引き続き一人ひとりの人権が尊重されるまちを目指し、地域、学校、企業、職場における人権教育を進めてまいります。人権教育課の令和5年度の取組状況については以上です。

(会長) 市の人権施策について、委員の皆さんからそれぞれの立場でのご意見、提案等ございましたらお願いします。

(委員) 私は他市で小さな家族会の事務局をやっており、会員は16人います。レクリエーションをよくやっており、新しい施設ができたときには施設見学にも行っています。講演会など知識の普及・啓発のようなことはできないと思っていたのですが、たまたま精神障害を周知する「統合失調症を学ぼう」という2時間ばかりのものを見て、わかりやすいのでうちの会のメンバーに言ってみようと思いました。その講演会が公開されたもので手続きも不要だったため、ビデオプロジェクター

や会場などの手配をして案内をしたら 10 人ぐらい集まりました。2 時間半もあるので最後に長かったと言われるかと思っていましたが、みんな一心不乱に見ていました。講演会の講師で東京あたりで専門的にやっている人は話がうまくて、視聴者を飽きさせないような気がします。地元の先生でやるのもいいですが、そういう方向もあるのかなと思います。有料でも話がうまくて、評判のいい人を探してきてやると、人権についての考え方が普及するのではないかと思います。

(会長) 魅力的な方を講師に招いて研修、講演会等を実施してはどうかというご提案でした。

(事務局) おっしゃるように全国的に著名な方や専門的な方は影響力も大きいですし、参加される方も魅力を感じられる部分があると思います。一方で地域の実情というか、周南市のことによくご存じの方に話していただくというのも身近に感じていただけたというメリットがあると思っています。どちらかというと地域で活躍されている方にお願いしていることが多いのですが、広域であったり県がされるものであったり、学校や地域で著名な方を呼ばれている場合もあります。それぞれの目的や、どういう方を対象にどういう話をしていただくのがいいのかというところで、そのあたりが決まってくるのかなと思います。

(委員) 先日、久米小学校であった「インターネットにおける問題」という研修会を行ってきました。参加者は 5, 6 年生の児童と保護者と地域の方でした。5, 6 年生は授業の一環として出たのでしょうか、保護者とか地域の方は本当に少ないですね。対象が 5, 6 年生だったら子どもたちが食いつくように、クイズとかしていただけたら楽しくできたのかなと思います。

私も長年民生委員をやっていて、地域でハートフルセミナーを一生懸命企画してくださっていますが、そういうのは動員をかけて人を集め形になっています。いきいきサロンのような時に、人権というのは人間が生きていく基本なので、初めに 20 分ぐらいでいいので、いきいきサロンのようなところに掛け合ってもいいのではないかと思いました。今、社会も変わって保護者の方も出られる時間、出られない時間があって、働き方もバラバラだし、専業主婦も少なく、今は保護者もほとんどの方が働いていらっしゃるので、時間的な調節が難しいと思うので、もっとバラエティに富んだところに、小さな組織でもよいのでそういうところに情報を流すとか、私も民生児童委員をやっていたときにはいっぱい研修の話がきたのですが、一市民になったらなかなかそういう情報が入ってきません。PTA 役員とかにも入っていましたが、意識がないとなかなか情報は入ってこないので、小さな組織に対して少しずつ、亀の歩みでしうがそういうところからやっていたら、また違った方法がみつかるのではないかと思いました。

(委員) それぞれの場所でというのは、会場を押さえてそこに人を集めるのは会員 16 人のうちの会でも結構大変ですし、やるとしたら、市のホームページで見られるようにするか、ユーチューブで見てもらうとか、これについては何回見てももらったかカウントできるのではないでしょうか。そうするとこの人は人気があるから次は多くするとかいうことができるのではないかでしょうか。

(会長) もっと意義を説明したり、市民や保護者の方に参加してもらう工夫、時間の調整や広報の仕方とかあるのではないかということと、たとえばユーチューブなどで公開して、視聴回数なども啓発の成果としてあげはどうかというご提案だったと思います。

(事務局) 周知についても年度初めに民生委員児童委員さん、市民センターや校長会や園長会であったり、いろいろな会がありますので、そういうところにおじやまをしてお話しさせていただいたり、デジタルサーネージに出したり、チラシをあちこちに置いたりいろいろな方法をとっているのですが、いい周知の方法があれば是非教えていただきたいと思います。

働きながら子育てをされている方については参加が難しいということも承知していますが、時間帯についても見直しをしており、一日コースでやっていたのを半日単位に短縮するようなことはやっています。参加された方には参加してよかったですとか、勉強になりましたとかいうお声をいただいているので、そういう方からも宣伝をしていただきたいなと思っています。ご指摘いただいたことを踏まえながら検討したいと思います。

(事務局) ユーチューブ配信等の動画の配信につきましては、昨年度男女共同参画セミナーにおきまして、オンラインで受講できるようにしましたし、ユーチューブで録画配信ということも初めて行っています。5年度も男女共同参画セミナーがございますので、そのこともできればと考えています。先ほど参加者数が少ないという話もございましたし、再生回数というのもひとつの実績だというふうに私どもも思っておりますので、その中にカウントするということも考えていきたいと思います。多様な受講のしかたが出てきていますので、そのあたりも含めてカウントの仕方を考えていきたいと思っています。

(委員) ハートフル人権セミナーの開催時期は6月から10月ですね。小中学校に限っていえば、中学校は10月11月に人権教育講演会、例えば学校でいじめの授業をして、そのあと講師だれを呼ぼうか、お金がかかるねとかそういうのが毎年話題になっています。小学校もそういう状況があると思います。たとえばそれをこれとコラボするとか、今回うちがやっていただくように、講師でこういう人がいますよ、利用されてみませんかとやっていただくことが可能であれば乗ろうという学校が出てくるかもしれません。そしたら各小学校ごと、中学校ごとで保護者だけではなく地域の方にも発信をして参加者を募り、そうするともう少し増えるかなと思います。今は人権教育課は人権教育課、学校は学校で別々のところで動いていますので、そういう可能性も探ってみるとよいのではないかと思います。

(事務局) ありがとうございます。参考にさせていただいて、確かにたくさん同じようなものがあったら、どれに参加しようかと迷われるところもあると思いますので、コラボレーションではないですが、お答えできるような方法も考えていきたいと思います。

(委員) 今、開催の工夫ということでお聞きしましたが、私がお聞きしたいのは、子どもの意見表明というのがありますね。そのへんをとらえた人権問題についてセミ

ナーでもいいですが、そういうものを実際にされていましたか。子どもといっても年代があると思いますが、赤ちゃんの人権というのは、泣くということを表明していると思います。私は子育て支援の立場で参加していますので、そういったところも周南市はどのようにとらえられているのかお聞きできたらと思います。

(会長) 子どもの権利擁護ということについて、いかがでしょうか。

(事務局) 子どもの権利条約でも子どもの意見はたいへん重要とされており、周南市は子どもまんなか宣言もしていますし、子どもの意見を聞いていこうという意識はあります。今報告した中では、学校でやらせていただいたハートフル人権セミナーには子どもが参加をして意見や感想を言ってもらっており、そういう形で子どもの意見を聞こうという意識はあると思っています。

(委員) もう少し年齢の低い子どもたち、今、車の中にとかいうのもあったりしますよね。自分の気持ちがなかなか伝えられないということが起きていたりするわけです。普段から自分の意見を聞いてもらえるといったところで、小さくても子どもたちの権利がちゃんと皆さんのが理解できていればと思います。ハートフル人権セミナーの中に子どもの問題というのが6月8日に菊川市民センターであったということですが、私は参加していないので内容はわかりませんが、親に対してなのかなと、子どもの意見を聞くということではないのかなと思ったものですから、周南市ではどのように考えられて子どもたちの意見を聞く場を設けようとしているのかなとお聞きしました。これからよろしくお願ひいたします。

(会長) 事務局においては本日の皆さんの意見を踏まえて今後の施策運営に努めていただきたいと思います。そのほか委員の皆さんから何かございますでしょうか。

(委員) 山口県人権推進指針は平成24年にできたもので、これが最新版というお話をたのですが、その中で気になるのが、例えば分野別施策の2番目に子どもの問題と書いてあって、12~13年前の子どもの問題と今は違うのではないかと思います。ヤングケアラーの問題など、最近起こっていることとは違うのかなと。またインフォームド・コンセントの推進と書いてありますが、今はインフォームド・コンセントではなく、SDM(Shared decision making)、医療の共同意思決定ということばに直されています。県の医療政策課に県はインフォームド・コンセントを進めているのでしょうかと尋ねると、特に発信していないと。SDMはどうお考えですかというと、医療者と患者の信頼関係において適正な医療の確保が行えるSDMに流れていくと思われると言われました。12年間変えなかったのはどうかなと思います。最後に性同一性障害の問題と書いてあり、トランスジェンダーのことだと思いますが、今はLGBTQの皆さん的存在を認めて理解を推進していこうという時代なので、少し違うのではないですかという話になつたら、県の審議会を開いてそのへんについては直す方向で検討したいということでした。特に意見は求めませんが、県がしっかりしていなかつたら、市の方からちょっとおかしいのではありませんかと言われてもいいんじゃないでしょうか。

(会長) 私も気になっていたところではあります。平成24年度でこれらの施策が決まつ

ているというところで、当時問題とされていたものや点施策と今課題になっていることが少しづれが生じているのではないかというご指摘だと思います。私もそう思うところがありますが、このあたりは今後どのように対策をされるのでしょうか。

(事務局) 今お聞きしましたとおり、人権推進指針については平成24年ということで、すでに10年以上経過しています。その間いろいろ法律も変わりまして、人権三法をはじめとして、先日はLGBT理解増進法が成立しましたし、性同一性障害でくくれない範疇というふうに理解しています。この人権推進指針については県においても今後改定を検討すると伺っており、その状況を見守りつつ、私どももこれに基づいて施策を推進していますので、このへんはよく見ていきたいと思っています。なお、性同一性障害ということでしたが、本市の取組の中では基本的には性の多様性ということばを使い、講座、研修等も実施しています。

それからSDMということで、患者さんの好みや個人的な信念に最も合った治療法ということで選択肢を選べるような支援というふうに理解していますが、これについても今ご意見があったことを含めて、行政として進めて行くものかどうか研究していきたいと思っています。インフォームド・コンセント自体はこの中で示されている内容ですので、これはこれで必要なことではないかと思っています。

(委員) 私が人権をやってみようと思った直接のきっかけは、東京のある大会の中でゲイの方が自分の経験を話されて、相方だった方が亡くなられて、相方の分は親族の方が持っていたからで、自分には相方と一緒にいた思い出があるという話で、パートナーシップの宣誓制度をその方が使われるかどうかわかりませんが、そろそろ周南市もパートナーシップの宣誓制度に名乗りをあげられたらどうでしょうかというご提案です。ちなみに宇部市に電話をかけてどうですかと言ったら、2年間で7件の申請がありましたと言われたので、周南市でもやればゼロではないと思います。

(会長) パートナーシップ協定の締結など周南市でも進める予定はあるのかというご質問ですね。

(事務局) 今、委員からご指摘のあった点は、市議会の方でも質問をちょうだいしています。今言われたように、全国的であるとか、県内でもいろいろな動きがあり、宇部市では既に宣誓されていますし、先日は山口市も詰めていくという動きがでています。性的マイノリティに対しては、国においてもLGBT理解増進法が6月に施行されており、方向性も出ています。国も、地方自治体の役割としては、そういう多様性に対する理解の増進を進めるということを示しています。国も方向性まで計画を示してくると思いますので、そういう動きも見ながら市としてどうするか考えていきたいと思います。今委員が言われたように、国民、県民、市民の中にも性的マイノリティということを感じながら生きづらさや不安を感じている方もいらっしゃると思います。その上で、市として現在の取組としては、例えば申請書の性別欄の削除であるとか、できることは進めていますし、啓発活

動も性の多様性ということを鑑みながら進めています。その啓発も、実態に即した取組を進めておりますし、子どもさんから高齢者まで対象に応じた啓発を、人権推進課、人権教育課を含めて進めたいと思っています。市としてパートナーシップ制度をどう考えていくかということにつきましては、引き続き国とか県の動き、県もワーキングを作つて検討していくことで進めておられますので、県の動き、他の自治体の動向などを注視しながら周南市としてのるべき姿や進め方を考えていきたいと思っています。今後も委員の皆さんや市民の意見を頂戴しながら、市民の声を聞く課、人権推進課、人権教育課にも市民の声を頂戴しており、パートナーシップ制度については賛成だからどんどん進めてほしいという声もあれば、逆に慎重なお声も頂戴していますので、そういうところも含めて市として考えてまいりたいと思います。

(委員) 特に人権推進課等に対する意見ではありませんが、今、我々包括支援センターというところが高齢者の相談窓口として地域をまわっており、今日いらっしゃる方や民生委員にも連携をとらせてもらひながら日々業務を行っていますが、その中で高齢者の虐待の問題等に日々対応しているところです。私たちだけではもちろん解決できませんので、民生委員の方々をはじめ、周南市の高齢者の部門と提携を図りながら対応していますが、最近は高齢者を虐待している方のみの問題にとらわれず、その方に困窮の問題があつたり、介護している方の子どもさんに問題があつたり、重層的な問題をかかえている家族が多く見られると感じています。そうした時に高齢者部門だけで解決を図ることは難しいので、今日いらっしゃる皆さま方の協力を得ながらいろいろな機関がひとつになって問題対応を図っていくことが日々必要だと思っています。感想として言わせていただきました。

(事務局) 今言われたように、市としても重層的な支援というのが非常に重要であると言われていますので、皆さま方のご協力をいただきながら、さまざまな専門の方と協力して支援ができるような体制ができればと思いますので、引き続きご協力をお願いします。

(委員) この間、成年後見制度のことが知りたくて、後見人はどういう仕事をするのかを、司法書士会でしたか聞きに行きました。社会福祉協議会に自分で決められない人や、お金の管理が難しい人の年金などを預かって生活費を渡すような制度がありますが、お話をした司法書士さんは、この制度は認知症の方や障害の方だったりの状況を見て後見にもっていかなくてはいけないと判断するので、連携が必要なんですと言われていました。

先ほどからお話を聞きする中で、学校と人権教育課の連携など、それぞれがやっている支援事業の効果がうまく出るような連携について、人権の方から皆さん連携をとつてくださいよという掛け声を市役所の中などでかけていただけたらなと思いました。

(事務局) 今言われた課題はいろいろなテーマごとにあろうかと思います。今回の人権的な課題、高齢者の課題、同じ高齢者の課題でもいろいろな課題があり、複合的

にまたがってきます。市としても所管しているある案件の担当はありますが、それが複合的にまたがる、またその方を取りまく環境とか制度とかありますので、私どもも折に触れてそういう課題がありましたら庁内で連携をとりながら、担当者が集まって会議をしたり、必要に応じて政策的なことであるとか、財政にからむことであればそういう部門に入つてもらうとか、そういう連携は市の中でとりますし、合わせて県の機関であるとか、警察機関であるとかそういうネットワークを構築しながら進めておりますので、新たな課題が出れば、それに応じた対策を講じていきたいと思います。

いただきました貴重な意見を踏まえて、これからも課題に応じた柔軟な連携がとれるような体制をとっていきたいと思いますし、市だけではできないこともありますので、教育部局、福祉分野の方、今日お集りのいろいろな関係機関の皆さん方にご支援ご協力いただけたらと思います。

## 7 閉会

(会長) 以上で本日の議事は終了したいと思います。委員の皆さんご協力ありがとうございました。